

大阪市歴史的建築物再生活用促進事業（生きた建築ミュージアム事業）基本要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪都市魅力創造戦略（平成 24 年 12 月 27 日策定）に沿って、近代建築などの歴史的な建築物をはじめとした魅力的な建築物（以下「歴史的建築物等」という。）を通して、国内外の人々を惹きつけるクオリティの高いにぎわいを創造するとともに、都市魅力として発信する事業（以下「生きた建築ミュージアム事業」という。）について、基本的な事項を定めるものである。

（役割）

第2条 歴史的建築物等の所有者、市民及び関係団体等は、互いに連携して、歴史的建築物等の魅力の維持・向上及びその発信に取り組み、生きた建築ミュージアム事業を主体的に推進するよう努めるものとする。

2 本市は、生きた建築ミュージアム事業の推進に向け、歴史的建築物等の所有者、市民及び関係団体等の主体的な取組みに積極的に協力するとともに、必要な施策・支援等を実施することとする。

第2章 歴史的建築物等の選定

（選定）

第3条 本市は、生きた建築ミュージアム事業の推進に向け、歴史的建築物等の魅力を広く発信するため、歴史的建築物等のうち、特に都市魅力創造に資すると認めるものについて、当該歴史的建築物の所有者等の同意のもと、選定することができる。

（再生）

第4条 前条により選定された歴史的建築物等の所有者は、当該歴史的建築物等の特徴となる装飾やデザインの再現・修復といった外観整備等（以下「再生」という。）に取り組むなど、その魅力の向上に努めるものとする。

2 本市は、前項の歴史的建築物等の魅力の向上のために必要と認める場合は、その再生に係る費用の一部を助成する等、必要な措置を講じることができる。

（活用等）

第5条 第3条により選定された歴史的建築物等の所有者は、他の歴史的建築物等の所有者、市民、関係団体及び行政等とも連携して、当該歴史的建築物等を積極的に活用し、その魅力の発信に努めるものとする。

第3章 協力・支援

(協力・支援)

第6条 歴史的建築物等の所有者、市民及び関係団体等及び本市は、生きた建築ミュージアム事業を効果的に推進するために必要なノウハウの提供や情報交換を積極的に行うなど、互いに協力し、広く歴史的建築物等の再生、活用とその魅力の発信が図られるよう努めるものとする。

第4章 その他

(学識経験者等の意見)

第7条 本市は、生きた建築ミュージアム事業の推進に際して、必要と認める場合は、学識経験者等から意見を聞くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別途都市整備局長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。